

第 15 回石巻市新型コロナウイルス等対策本部会議（任意設置） 会議要旨

日 時：令和 2 年 7 月 2 0 日（月）

1 0 : 3 0 ~ 1 1 : 0 5

会 場：防災センター 2 階 多目的ホール

次 第

[報告事項]

1 新型コロナウイルス感染症の状況等について（健康部）

■県内の発生状況【7/17 10:00】

- ・県発生患者 1 2 6 人、検疫所確認患者 8 人 計 1 3 4 人
- ・ P C R 検査実施状況【7/16 現在】 4, 9 1 4 件（陽性率 2.56%）

■各都道府県の検査陽性者の状況【7/16 23:30】

- ・全国合計 2 3, 4 4 1 人

■緊急事態措置の対応について

- ・新型コロナを共に乗り越える宮城・山形共同宣言を発表（7/6）
- ・医療提供体制の目安とする「みやぎアラート」を発出（7/13）
- ・村井知事から県民の皆様への緊急の呼びかけ（7/16）

■市民への周知・相談体制等の整備

- ・健康電話相談窓口（本庁・各総合支所）の拡充（7/3 から 7/23 まで）

■石巻市議会との情報連携

- ・災害対策会議の開催（5/1、5/13、5/20、5/29、6/2、7/7 計 6 回開催）

（復興政策部）

宮城県内の P C R 検査の陽性率の変化はどのような状況か。

（健康部）

最も陽性率が高かった 4 月中旬は 6.0%を越えていたが、7 月 1 8 日現在は 2.59%となっている。

----- 異議なし -----

2 市立学校において感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について（教育委員会）

7 月 9 日付け宮城県教育委員会からの通知「県立学校において感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について」を受け、石巻市立学校における感染者等が発生した場合の対応については、以下のとおりとする。

① 教育委員会の対応について（学校の休業等）

状況	対応	期間等
(1) 児童生徒等が感染した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に全部又は一部を臨時休業とする。 ・保健所や学校医の助言を得た上で、校内の感染リスクを検討し、リスクの低い学年や学級の休業を解除する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、保健所の助言による ・施設の消毒が完了するまで
(2) 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、臨時休業は行わない。 	
(3) 感染の恐れがある場合		

② 学校の対応について（出席・出勤停止等）

状況	期間等
(1) 感染した場合	・医師又は保健所の許可が出るまで
(2) 濃厚接触者に特定された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間 ・医師又は保健所の許可が出るまで
(3) 感染の恐れがある場合	
(4) 発熱等の風邪の症状がある場合	・症状が改善するまで
(5) 不安により登校（出勤）を控える場合	・不安が改善されるまで（児童生徒等）

③ 感染者等が発生した場合における学校内の消毒について

(1) 児童生徒等が感染した場合

保健所の助言等を踏まえ、必要な場合は専門業者による施設消毒を行う。

(2) 児童生徒等の感染が疑われる場合

保健所の助言等を踏まえ、感染予防対策を徹底した上で、職員が消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて施設を消毒する。

(3) その他

施設の消毒に係る経費については、教育総務課もしくは学校管理課と適宜調整する。

(復興政策部)

消毒について、保健所の指導を受けてとあるが、保健所と指導体制を取れる状況にあるという理解でよろしいか。

(健康部)

感染者の状況については、常に保健所と連携をとっているため、消毒に関しても保健所の

指導を受けながら対応していきたい。

----- 異議なし -----

[審議事項]

1 公共施設の利用者に感染者等が発生した場合の対応について（健康部）

市立学校において感染者等が発生した場合の対応等を踏まえ、公共施設の利用者に感染者等が発生した場合の対応については、以下のとおりとする。

① 施設の閉館等について

状況	対応	期間等
(1) 利用者から感染者であることの申し出があった場合	・一時的に全部又は一部を閉館とする。	・保健所の指導等による施設の消毒が完了するまで
(2) 利用者から濃厚接触者であることの申し出があった場合	・原則として、閉館はしない。	

② 感染者及び濃厚接触者が発生した場合の対応について

(1) 感染者発生 の把握、報告及び周知について

感染者が確認された場合は、石巻保健所と情報共有を図るとともに、当保健所の指導に基づき対応する。

また、施設に勤務する職員に対して、施設内で感染者が確認されたことを周知するとともに、利用者にも感染予防策をあらためて周知徹底する。

(2) 濃厚接触者等の対応

石巻保健所の疫学調査に協力するとともに、石巻保健所の指導のもと必要に応じて申し出があった濃厚接触者の相談を受けるなどの対応を行う。

③ 施設内の消毒について

(1) 利用者が感染した場合

石巻保健所の指導に従い、必要な場合は、施設管理者が専門業者による施設の消毒を行う。

なお、緊急を要する場合には、保健所の指導に従って実施することが望ましいが、感染予防対策を徹底した上で、施設管理者が消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて、施設の環境消毒を行う。

(2) 利用者に濃厚接触者があった場合

感染予防対策を徹底した上で、施設管理者が消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて施設の環境消毒を行う。

----- 原案のとおり承認 -----

[その他]

1 新型インフルエンザ等対策本部の開催について（健康部）

① 開催日時

区 分	新型インフルエンザ等対策本部	
第16回	令和2年8月 4日（火）	防災センター多目的ホール
		庁議終了後
第17回	令和2年8月25日（火）	防災センター多目的ホール
		庁議終了後

② 会場

令和2年12月末までは、防災センター多目的ホールとする。

（復興政策部）

新型インフルエンザ等対策本部に合わせて、庁議の会場についても同様とする。

----- 異議なし -----

○第16回対策本部会議日程

[日時] 8月4日（火）庁議終了後 [会場] 防災センター2階 多目的ホール

以 上